

第二章 巨大開発による非自発的移住

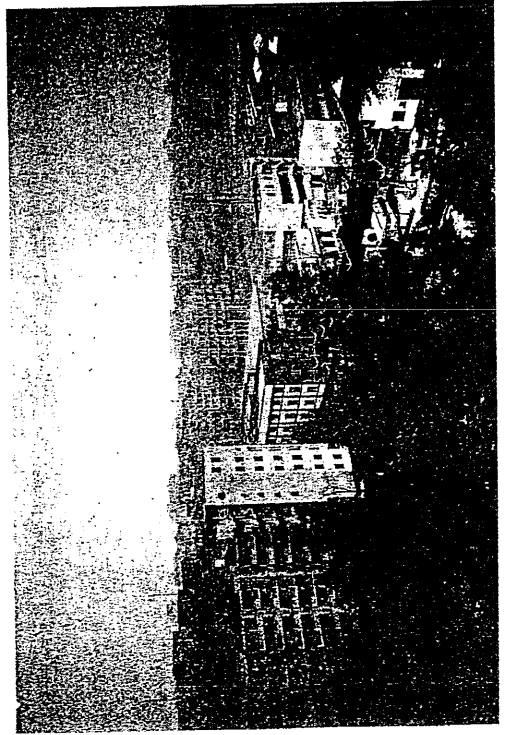
訪 談

「破壊」

ニッポンODA40年の跡

諏訪勝者 著

青木書店 1996年



中国・長江流域の豊都市。三峡ダム完成後、街全体が水没する

1 住民同意という名の「条件」

—インドネシアのコタパンジャン・ダム建設地を往く

“開墾”中の移転予定地

ダムサイトの建設予定地点を数キロメートル過ぎたところで、車は国道をはずれ未舗装の道路に入った。うだるような暑さのなか、ワゴン車に揺られ、鬱蒼とした密林を左右に見送りながら、さらに一〇キロ近く北上したのだろうか。幅三、四メートルほどの小さな川にかかる木製の橋の近くまで来ると、突然、視界が大きく開けた。

—森がない。いったいどのくらいの広さなのだろう。数十ヘクタールとでもしておけばいいのか。目測ではとてもはかりきれない宏大な荒れ野が目前に広がっていた。いや、荒れ野ではなく、ここは開墾地というべきだった。

九一年七月のある日。訪れたのが土曜日の午後遅くだったせいも、作業をする人影は少ない。それでもチェーンソーの鋭い金属音が響き渡って、乾いた空に吸い込まれる。なき倒された木々の間からは、あちこちで白煙があがっていた。切り株を燃やしているのだろう。

ここにはダムサイトにもっとも近い村がそっくり移転する予定である。おそらく約二千人の人びとが移りすむはずだ。すでに小さな戸建て木造家屋が点々と建築中であつたし、イスラム教徒である住民のため

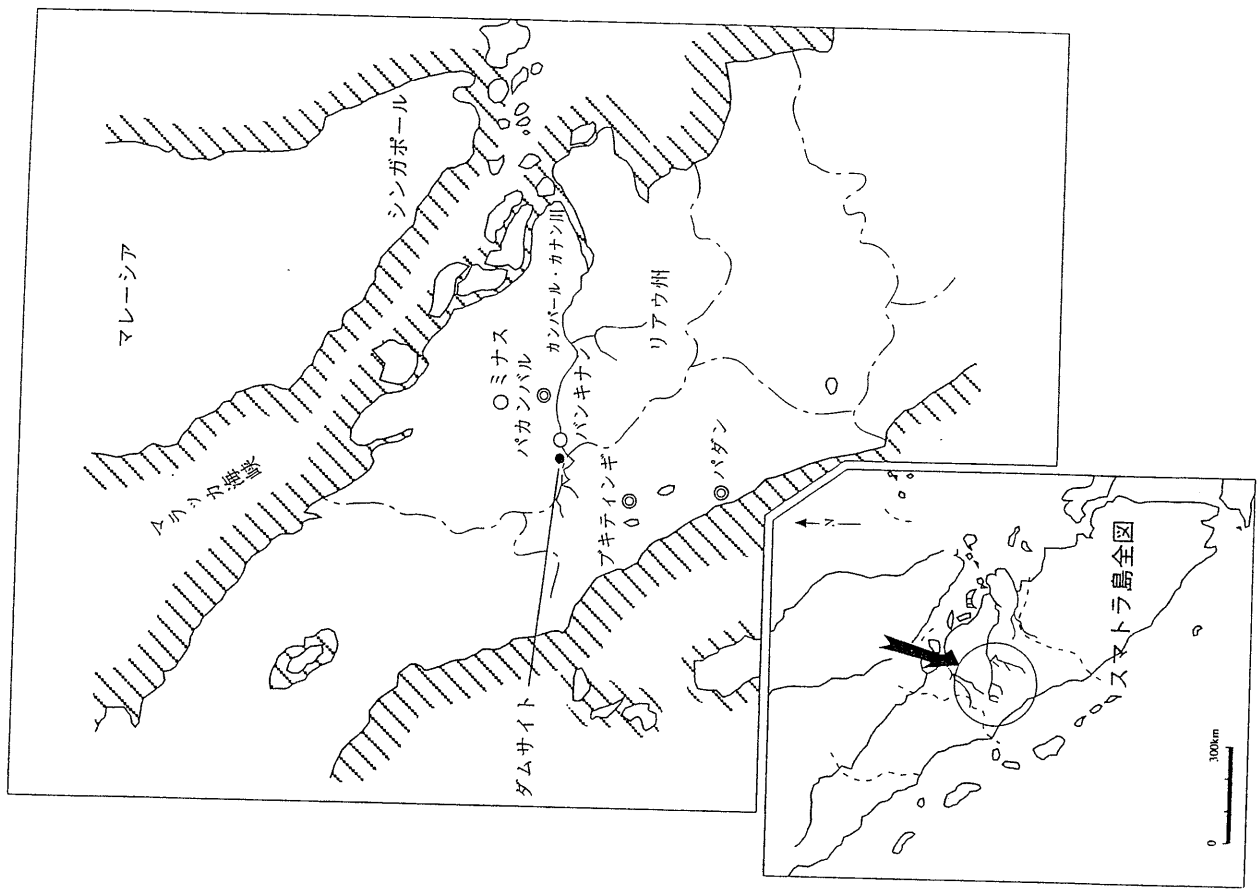
のモスク（イスラム寺院）も建立されていた。だが、案内をしてくれた地元環境保護団体のメンバーによれば、このモスク、ひどく粗末なつくりであるという。なるほど、それまでダムに沈む村をめぐってわたしたちのみてきたいくつものモスクにくらべ、スケールはとてもおおよぼず、第一、形状がまるで違うのだ。あの独特のドーム状の屋根ではなく、三角形のそれで、指摘されるまで、モスクとはまったく気付かなかつたほどだ。

「近くに川がないのも問題だ」と、メンバーはいう。ダムサイトのできるカンパール・カナン川はもちろん、その一〇キロ上流の地点で合流するマハト川も数十メートルからときに一〇〇メートルを超えるのでは、と思わせる幅員がある。水没する一〇カ村はいずれも川に沿って点在し、村人は漁獲、水浴、交通などに川を利用してきた。「小川」でこれを代替することはできない。

結論を下すようにメンバーは、「政府は住民の意向を無視して事業を進めている」と言い切った。いったいそれは事実なのだろうか。村人自身は計画をどう受けとめているのか。こんな疑問を抱いたわたしは、このあと、村に泊まり込み、彼らの思いを聞くことができた――。

日本企業“発掘”の案件

日本列島の一・二倍ほどの面積があるスマトラ島。その中部のリアウ州バンキナン市近くにコタパンジャン・ダムは建設中である。水没地域は同州と西スマトラ州にまたがるが、わたしがたずねた時点から三年余を経過して、移転対象の一〇カ村、一万数千人のほとんどが再定住地へ移り、新しい生活を始めた。



コタバンジャン・ダム の位置図

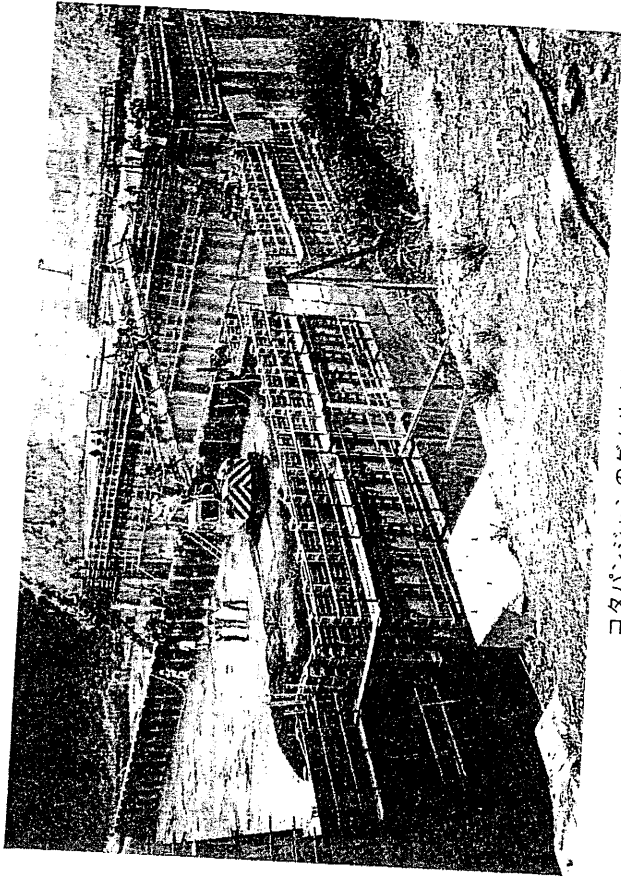
だが、九四年末ごろ、これらの村を訪れた日本人学生によれば、人びとはそれぞれに問題を抱えていたという。

ある村では、いまだ電気が引かれていない。大きな収入源であるゴム園が未整備のため、補償金を食いつぶしている。別の村では、補償金が支払われないため、住民が二度にわたってデモを実施した。バンキナンの駐留部隊司令官は威嚇しようとしたが、屈しない村人に態度を軟化させダム建設事務所へ行くよう指示し、住民は建設関係者と話し合いを持った。当局が一年間、食糧を支給することになっていたが約束は守られず、仕事が減って所得が低下し、マレーシアへ出稼ぎに行く人が出ている村もある。また、乾期に井戸が涸れ貯水タンクも機能しないため、水を買わなければならない例さえある。

新しいコミュニティーには別種の問題も起きている。補償金を狙った業者がバイクをさかんに売り込み、買ったはいが金が足りなくなって売り払う人が出ている。ダム関連の警備員や運転手になった人や、まだ水が張られていない旧居住地域のゴム園で賃仕事につくケースもある。否応なく「商品経済」に組み込まれ、それまでの、自立自足的な生活に相当の変化が生じたようだ。

「開発の利益」はどこへ？

計画によると、ダムのスケドルは以下のとおりである。高さ五三メートル、堤長二五八メートルのコンクリート重力ダムで、総貯水量一五・四五億立方メートル、水没面積は一二四平方キロメートルにおよび、発電量が一一万四千キロワット。洪水制御、灌漑にも利用される多目的ダムである。



コタバンジヤンのダムサイト建設現場

このプロジェクトは始めから日本が関与して浮上した。東京電力の子会社、東電設計が、まずプロジェクト・ファイナディング（援助案件の発掘）を行い予備調査を実施した。これを受けてインドネシア政府は八一年六月、ジャカルタの日本大使館に事前調査を要請した。日本政府はこの調査を国際協力事業団（JICA）に委託。JICAは同年九月から十月にかけ四人の調査チームを現地に派遣し、ファイジビリティ・スタディー（F/S 実行可能性の調査）の予備調査を行ったりえ、東電設計にF/Sを正式に依頼した。そして八二年から八四年まで本格的にF/Sが実施され、同年三月、調査報告がまとめられたのである。

報告は、「リアウ州にとって最初の水力発電所であり、大規模な貯水地の出現によって発電以外に多くの多目的効果があり、地域開発戦略上根幹となるものである。更に国内の水力資源の開発により、多

くの石油消費が節約され、外貨獲得の一助となり得る」から、「一刻も早く完成することが、国及び地域住民にとって必要であり、且つ期待されている」と、結論付けた。

要は、地域開発と輸出に回す石油資源の節約が、主目的とされていたわけである。しかしこのダムは、のちに浮上してきた、マラッカ海峡をはさみシンガポールを核にした「成長の三角地帯」を、急速に工業化するための電力供給役をはたすとみられている。なによりも、移住させられた人びとは地域開発の展望など示されたことがないのだから、それを目的にするダムとはいえない。

この案件のエンジニアリング・サービス（詳細な実施計画書の作成）は、海外経済協力基金（OECE）の八四年度円借款対象に組み込まれ、翌年、一一億五二〇〇万円がインドネシア政府に貸し付けられた。そのローンで東電設計による詳細設計が九〇年二月までに完成。待っていたかのように日本政府は、同年十二月に第一期分として一二五億円を、九一年六月には二期分の一七五億二五〇〇万円を、融資決定した。総工費のおよそ八割を占める巨額資金が、日本から抛出されるプロジェクトになったのである。

事業の進捗状況をみていると、円借款による大型プロジェクト進行の典型例のような気がしてくる。まずコンサルタント会社（や商社）が案件を発掘し、相手国へ呈示する。当該国政府が日本政府へその案件に対する援助を「要請」し、決定するとコンサルタントが実施のための調査・設計を行い、商社、ゼネコンなどによる入札・受注・工事へと進む（別の具体例は第Ⅳ章の「ヴェトナム援助」でも詳述する）。コタバンジヤン・プロジェクトも同様のプロセスをたどって、結局、九三年六月にゼネコンのハサマが落札した。

「自己主張」を始めた村人たち

九一年七月にわたしが現地を歩いたさい見聞したことに立ち返り、それ以降、村人たちが直面したさまざまな事態も寸描しておこう。

カンパール・カナン川にマハト川が合流する地点、ムアラ・マハトから西方へ、カンパール・カナン川沿いの州道を輿地へ向け車は走りつづけた。日がとつぷり暮れてから、とある川べりにわたしたちは着いた。案内役のNGOのメンバーが、なぜか「なにも話すな」といった。車のなかから周囲を見渡してみたが、軍や警察の関係者がいるとは思えなかった。日本人がたずねてきたことを、この住民に知られたいなかったのだろうか。理由は告げられないまま車を置いた。月明かりもなく漆黒の闇、という言葉が脳裏に浮かんだ。懐中電灯だけがたよりだった。やがて用意された筏いかだに乗ってわたしたちは渡河した。向う岸に着くまで、みな沈黙を守っていた。のちに分かったのは、住民が一カ所に多数集合すること自体がやういということだった。

川辺にあまり暗闇のなかを徒歩で少し行くと、一軒の木造家屋に招き入れられた。時刻はすでに九時を回っていたらうか。驚いたことに畳一〇枚分ほどの広さの部屋では、十数人の村人がわたしたちを待ち受けていた。いったい、事前にどう連絡が取られていたのか。軍が付近に駐屯し、パトロールも実施していると聞かされていたから、かなり危険をおかしているのではないのか。村を訪れる前にダムサイトの工事現場へ寄ったおり、車から降りて写真を撮ろうとしたわたしは、「兵士にみつかるはずいので車中から撮れ」と案内人に警告されたほどだ。

火屋ヒヅからともるにぶい灯の下で、村人の顔が黒く光った。砂糖をたっぷり入れた熱い紅茶が出され、文字通りの「座談」が始まった。持参した一二〇分のカセット・テープが二本近く回ったほど、時間は費やされた。通訳を介しての話だから、これでも聞き足りなかったような気はするが、彼らの言い分は記録できたと思う。

ダムが完成すると、総面積の約八割が水没するこの村の住民は、すでに当局から立ち退きを迫られていた。しかし彼らが強調したのは、計画そのものについて、いまだに明確な情報や進捗具合を知らされていないことだった。わたしに「どうなっているのか」と聞いてきたほどである。住民に直接、情報を伝達し説得工作进行しているのは、州政府と電力公社(PEN)ということだが、その接触は村のリーダー格どまりであって、しかもリーダーらは、一般の村人にキチンと説明をしていない。「指導者は情報を隠してしまおう」と村人はいうのだ。それでいて、移転にあたっての「同意書」は、役人たちが各戸別にとって歩いている。

長い歴史をもつ伝統社会で、村の「治世」をリーダーが預かり、それなりに安定した秩序を保ってきたのだから、住民のこうした見解を聞いていると、「移住」という生活の激変を目前に、一般の村人たちがいわば自己主張を始めた、わたしには思えた。

ODA史上初の「条件」付け

それにしても、なぜ「同意書」を戸別にとっていたのか。住民個々の意向に留意しなければならない理

由は何なのか。「開発独裁」国家インドネシアの従来の手法を考えれば、まさに異例としかいいようがない。実はその背景に、日本のODA史上まれ、とされる日本側の提示した以下のような「条件」が存在したのである。

第一に移転にあたって住民全世帯の同意をとること、第二に適切な移転先を用意すること、第三に補償額は押し付けず住民と協議して決定すること、第四に環境面に配慮し、とくに水没地帯に生息する希少動物のスマトラ象約三〇頭を移転保護すること——がそれだった。

これが明らかになったのは、九一年春のことである。同年四月、日本政府はODAの実施のさい、相手国におけるつぎの四点の動向を勘案するという指針を公表した。(1)軍事費の支出状況、(2)武器輸出入の増加具合、(3)核・生物兵器の開発・保有状況、(4)人権・民主化のレベル。そして、これらは九二年六月の「ODA大綱」制定に結び付いたのだが、公表時点で、さつそくコタパンジャン・プロジェクトに、指針の(4)を適用したのか、という観測もあがった。

外務省によると実際には、インドネシア政府へダム建設の第一期分一二五億円の円借款供与を約束した九〇年十二月に、先の四つの「条件」を付したという。いずれにしても、この種の問題は、「被援助国が自主的に解決すべき」で、日本側の口出しは「内政干渉にあたる」としてきただけに、日本政府の姿勢に転換が生じたと思わせたのである。しかし外務省やOECDの担当者は、今回の措置を条件付けという強い意味ではなく、あくまで「問題が出ないようにやってほしいという申し入れのたぐいだ」としている。前例になるのを恐れたのか、歯切れは悪かった。

補償額に大きな隔たり

九一年四月上旬、リアウ州内の八つの村の住民代表が、バンキナン市で地方行政組織の代表と協議し、提示された土地・建物・作物などの補償金について、同意のサインをした。わたしもこの文書を見たが、その末尾にあえて付された一節——「他のだれからも強制されることなく承諾した」——は、むしろなにかを「暗示」しているようだった。

それから旬日を経て、今度は「住民討議の結果」として、「提示された基本価格の修正」を求める文書が、八カ村の代表格三人のサインを付け、行政長に提出されるに至った。政府の提示額を知り不満を抱いた一般村民が、補償額の上乗せを要求し始めたのである。だが、双方の提示額の開きは相当大きい。上乗せで解決できるレベルとは思えないのである。いくつか例示してみよう。

まず建物の価格。政府は、木造の粗末なつくりから石造りの堅牢なものまで八段階にわけて、一平方メートルあたり二万五千ルピア（約一八〇〇円。一円が約一四ルピアの当時のレートで計算）から一三万ルピアを提示。村人の希望額は、二万五千に対し一〇万、五万六千には三〇万、一三万に三五万ルピアといった具合である。土地はどうか（カッコンが村民の希望額）。宅地は一平方メートル七五〇ルピア（七千）、農園五〇（三千）、畑地四〇（二千）、水田六〇〇（一万五千）と、極端な開きだ。重要な生計手段であるゴム、ココナツ、コーヒーの場合、それぞれ成木一本あたり二千ルピア（一万五千）、四千（四万）、一六〇〇（七千）となっている。

OECDジャカルタ事務所の担当者は、「インドネシア国内の補償基準の是非をわたしたちには云々で

きない」と、判断をいわば放棄していたが、いったいどちらの提示額のほうに妥当性があるのだろうか。ダム建設問題に取りくんでいる現地NGOの資料をみると、ゴム園一ヘクタールあたり約五〇〇本のゴムの木があり、そこから一年間に二〇〇万ルピアほどの収益があがる。一本につき四千ルピアの計算で、これは政府提示額の二倍だ。しかもゴムの木が成木になるまで六年はかかるというのだから、その間の分も当然、補償しなければなるまい。住民の要求額一萬五千ルピアは法外とはいえない。わたしたちが泊まった村では、一世帯あたり二〜三ヘクタールのゴム園を持っているという。ゴムの収穫は住民の生計の中心をなしており、彼らは補償金とともに同規模のゴム園の提供も求めている。

当時の情報によれば、インドネシア政府の見積もっている補償金は総額三五〇億ルピアだった。水没地域には約三千世帯が居住していたから、一世帯あたりおよそ一一七〇万ルピア（約八四万円）の計算である。仮に二ヘクタールのゴム園の一千本のゴムの木に、政府の提示価格どおり一本につき二千ルピアを支払うと、これだけで二〇〇万ルピアになってしまう。このほか村の各世帯が所有する土地は二〜四ヘクタールだ。はたして残り九七〇万ルピアで、土地と家屋、その他の作物分の補償が可能なのか。もちろん村の住民すべてが「地主」というわけではないが、計算上は相当な不足になってしまう。

補償額めぐり住民訴訟の例も

コタパンジヤンの住民が不満の声をあげ始めた折もあり、九一年五月に、世界銀行や日本輸出入銀行などの融資でニチメンが受注し、バザマが建設した、ジャワ島中部のクドウンオンボ・ダムの開設式が、スハ

ルト大統領も出席して挙行された。そこでも二万三四〇〇人の住民が立ち退きを迫られた。しかしそれを拒否し、強行された貯水に対抗して、水位が上がるたびに家屋を高台に移しながら居住をつづける少数の人たちがいる。九〇年には約三〇家族が、法律扶助協会（LBH）やNGOの支援を得て訴訟を提起した。この問題は国際的に知られるようになり、日本でも市民団体などが輸銀へ申し入れたり、国会で取りあげられたりした。

開設式から数カ月後、わたしはダム・サイトを訪ねた。ダム湖を望む展望台がしつらえてあり、駐車場や休憩所も完備し、土産物店が軒を連ねて、すっかり「観光地」となっていた。そのおり、立ち退きを拒否している住民の居住地区・クドウンプリン村へ足を運ぼうとしたが、道筋にカーキ色のテントを張った軍の監視用特設キャンプがつくられ警戒中のため、近づくことはできなかった。

訴訟は最高裁までもつれ込み、予想に反して「歴史的」な判決が九四年七月に下った。「住民勝訴」である。中部ジャワ州政府に、もともとの提示額を上回る補償金と慰謝料までも支払うよう命じたのである。住民が政府相手に訴訟を起こすこと自体、困難なこの国で、住民勝訴は初めてとみられた。ところが十一月になって、一転、最高裁は判決の破棄を決定した。下級審の判決を上級審が破棄したのならともかく、最終審がいったん出した判決を、のちに自ら取り消すなど考えられないことである。

この裁判で住民が要求した補償額は、コタパンジヤン・プロジェクトと同様、政府提示額とは相当な開きがあった。宅地を例にとると、一平方メートルあたり一万ルピアの住民の要求に対し、政府は五〇〇から八〇〇ルピアを提示。しかし最高裁は、これをはるかに超える五万ルピアの支払いをいったんは命じた

のだから、当初の補償予定額がいかに低レベルであったかが理解できる。

移転をともなうこの種のプロジェクトに関して、インドネシア政府には、始めから民衆を納得させるだけの補償を示す姿勢が欠けているというほかない。もちろん、移住そのものを拒否したいのが住民の本意である。しかし、それはほとんど不可能だ。わたしはクドゥンオンボ・ダム建設で移転させられた村にも足をのびし、住民の話を聞いてみた。「政府が怖くてとても反対などできなかつた」「批判は危険だ」「抵抗する方法がない」。憤りの念を押し殺すように、彼らはそう語った。コタパンジャン・ダムで立ち退かされようとしていた住民も、同じようなことを述べていた。

だが、両方のダム建設にさいし、共通するものも強烈な「説得文句」は、「立ち退きに同意しないと共産党員とみなす」というものだろう。一九六五年九月三十日に共産党系若手軍人によるクーデター未遂事件が起きた。「九・三〇事件」である。この事件を制圧したのが、当時、陸軍戦略予備軍司令官だったスハルト現大統領率いる部隊で、以後、徹底的な共産党掃討作戦が展開され、党員や同調者とみなされた人びとに大弾圧が加えられた。五〇万とも一〇〇万ともいわれる人たちが殺害された。年配者にはまだ強烈な記憶が残っており、共産党員とみなされることの恐怖心は想像に余りある。

OECEジャカルタ事務所の対応

しかし、コタパンジャンの村人は行動を開始した。九一年七月、一般住民を代表した五人の村人がOECEジャカルタ事務所の幹部に面会し、住民一八二人の署名を付した声明文を手渡した。そこには、日本

政府がインドネシア政府に示した「四条件」のひとつである住民同意は、「威嚇」によってとられたとしてあった。

もともと移転承諾書の選択肢は、(1)補償金だけを受け取る、(2)国营プランテーションへの就職、(3)移転地へ移る、の三つだけで、移転そのものの諾否の項目はなく、「承諾を前提にした」同意書であるのは明らかだった。さらに声明文には、わたしも村人から聞いたことが列挙されていた。「三つの選択肢から一つを選ぶより迫られ、拒否すれば補償は一切ないと脅された」「村の代表が住民に相談なく署名した」「補償金額には賛成していない」「あらゆる手段をつかって脅され怖くなってサインをした」等々。そしてこう結論付けた。「わたしたちは、すべての決定、承認が脅迫や強制をともなわずに行われること、またすべての決定、承認、とりわけ移転と補償の条件については、現在のような代表者たちを通じてではなく、直接住民と行うべきことを要求します」。

声明文の最後には、「現在の状況に鑑み、わたしたちの安全のため、記載された名前は秘匿されることを要望します」とあった。移転自体の諾否には言及せず、ただ「条件」を直接、協議したいとOECEに要請しただけである。にもかかわらず、これだけ慎重な言い回しをしなければならぬ。「現在の状況」がなにを物語るのか、援助する側のわたしたちは十分に想像力を働かせるべきだろう。こうした申し入れに対しOECE幹部は、「住民の懸念をインドネシア当局に伝える」と約束したという。だが約束がはたされたにしても、その後の推移をみるかぎり、効果はなかつたと判断しなければならない。

OECEの別の担当者は、当時、「現地にも何度か足を運び、村人の意見を聞いた」といつていた。その

労を多とするのにやぶさかではない。しかし、役人と一緒に行った点を割り引く必要がある。「村のなかでは通訳とふたりで勝手に歩いて意見を聞いて回れた」ともいうが、「役人と一緒に」やってきたこと自体がどれほど村民に圧迫感を与えたか。はたして彼らは本心を明かすことができたのか——ここでも「想像力」を働かせなくてはなるまい。

もちろん不満をこぼす村人はいたという。ところが担当者は、その聴取内容を、「インドネシア政府に取り持つことはできない」というのである。さらに、同意書の取り方についても、「方法に無理があったか、本当に全部をとったのかなど、確認することはできない」と語っていた。補償額の問題でも、どのくらいが適当かは判断できないし、いくらにしなさいなどと口をはさめないという。理由は「内政干渉」になるからである。せつかくの「条件」であっても、それがちゃんと満たされたのかどうかを検証し、もし十分であるなら、改善のため相手国政府へ申し入れなければ意味を持たない。

こんな状況にたえかねてか、住民はとらとら移転拒否の署名活動を開始した。同時に直接、日本政府や関係機関へ申し入れをしようという動きが起こり、それは九二年に実現したのである。

ダムに沈む村からのメッセージ

来日中いつも笑みを絶やさなかったインドネシアの女子学生、シタイ・バヘラムさんが心底憤った表情をみせたことが二度ある。九二年九月十一日に外務省経済協力局を訪ねたとき、つぎの日の夜、千葉県船橋市で開かれた「日本の援助を考える——インドネシア・コタパンジャンダムをめぐって」と題するシ

ンポジウムに出席したおりだった。

彼女はコタパンジャン近郊の出身者。環境保護団体のメンバーであり、叔父に当たる四九歳のラハマツトさんとともに市民団体の招きで日本にやってきた。ラハマツトさんは、水没する一〇カ村のうち八カ村が所在するリアウ州カンパール郡で米作とゴムの栽培に従事し、伝統的な氏族社会(クラン)のミンカバウ系文化を生きるドモ族のリーダーのひとりだ。彼の住むバトゥ・ベルスラット村は八村中最大規模であり、カンパール郡の行政の中心地でもある。八村二千数百世帯を代表して訪日したという。

ふたりは九月七日から約二週間、関係省庁をたずね、国会議員に会い、二カ所のシンポジウムで現状を訴えて、いくつもの新聞・雑誌・テレビのインタビューをこなした。行く先々で、ダム建設にあたってインドネシア政府と州政府が、現地住民の意向を無視して計画を進めている点を説明し、日本側に適切な対応を求めた。

シタイさんの怒りはこんなさなかにあらわれた。それを触発したのは、当時、経済協力局・有償資金協力課の課長だった石橋太郎氏の発言である。彼はふたつの席で、つぎのような見解を述べた。

「インドネシアの最近の経済発展はめざましい。しかし電力など工業化に必要なインフラはまだ不足しており、わたしたちはインドネシア政府の要請にもとづいて、それらの向上のお手伝いをしている。そのさい、国全体の発展と個人やコミュニティーの利益のバランスをはかるよう苦心している」

これに対してシタイさんは、「国のための利益といっても国民全体ではなく、大企業やひと握りのエリートの利益にしかない」と強く反発した。焦点のダム建設も民衆の生活向上には役立たず、逆に儀

性を強いているというのだった。

ラハマトさんが訴えていたのは、プロジェクトについて地元民はほとんどなにも知らされず、補償問題にも住民の意向は反映されていないし、このままでは伝統社会の将来に希望を持たえない、という点だった。さらに深刻なのは、当局の圧力により、こうした問題について地元で広く論議する機会さえ持たない現状である。ラハマトさんによれば、九一年八月に、コトウオという村で、村民が集会を開こうとしたら、武装軍人七人がやってきたため、逃げるように散会するほかなかったという。

日本外務省はこれらの点に関し、「内政問題であって口出しはできない」との態度で一貫していた。もちろん石橋氏が「しっかり見守りフォローしていく」と語るなど、まるで無関心でないのは分かるが、当局と住民との間に対話のチャンネルがないのを認めたらえ、インドネシア政府に改善を促す対応が求められていたのだ。

各省庁はどう応えたか

九一年七月にOECFジャカルタ事務所へ、住民が一八二人の署名付き声明文を持ってあらわれてから一カ月で署名は七〇〇人以上に達した。もし署名活動がオープンな状態で行われていたら、さらに増えていただろう。

九月に入ると、住民は再びジャカルタへ行き国会や政府機関に申し入れを実施した。同時にOECFと日本大使館へも村人は向かった。ところが大使館では、担当書記官がインドネシアの警察官と情報部員を

同席させてしまい、彼らは参加者に身分証明書の提示を求め、似顔絵をかくという威嚇行為が起きた。大使館はいわば治外法権の場であり、相手国官憲の導入自体異例であるのに、同席を認め威嚇行為の手助けまでしたのだから驚いてしまう。

その後、インドネシア政府のリアクションが強まりだした。軍発行の日刊紙に、村民の陳情は外部グループの差し金による証拠があり背後関係の調査をする、というルテイニ内相のコメントが載った。英字紙にもリアウ州当局が住民を非難する声明が掲載された。ジャカルタへ申し入れに行った村民代表のふたりは、帰村後に地方行政長の尋問を受け、地元NGOの代表者も協力を疑われて取り調べを受けたという。

こんなおりのラハマトさんとシテイさんの来日である。滞在中の彼らについても、スマトラの地元紙が、「バックに日本のNGOがついている」と書いたり、別の日刊紙に駐日インドネシア大使館の「ふたりの身元は疑わしい。日本ではさほど注目されていない」というコメントが掲載された。

では、彼らを迎えた日本側の反応はどうだったのか。まず、円借款を管掌している「四省庁体制」の構成省庁——外務、大蔵、通産、経済企画庁の対応である。通産省では、経済協力調整室の奥田真弥室長（当時）が、「補償や移転は重大な問題で、われわれもチェックしなくてはならない」と述べ、経済企画庁は経済協力第一課の飯塚和憲課長（同）が、「インドネシア政府もまじえた解決が必要だ。わたしたちが見守っていることに意味があると思う」と語った。住民に理解を示す姿勢がみられたと思えるが、ODAの専制的立場にある外務省の反応は芳しくなかった。

ふたりは九月十九日に、自民党の林義郎、小杉隆両衆議院議員と面会した。その席には四省庁およびO

ECFの担当者が一堂に会していた。そこで小杉議員は、「政府と住民では、いっていることが相当違う。こちら（日本）に来ないと住民の声が聞けないというのではまずい」などと、現地住民の意見聴取の必要性に理解をみせた。しかし、省庁側からは外務省だけが見解を述べ、石橋太郎課長が代表して、「移転・補償は受益国のなすべきことで、インドネシア政府のやることを見守っていくしかない」との公式論を展開。ふたりは「ではなぜ“条件”を付けたのか」と追及したが、同様な返答に終始し、彼らの期待は砕かれた。

その三日後に離日したふたりに対し、インドネシア政府が“あらぬ処遇”をする心配があったため、小杉議員は在インドネシア日本大使あてに、ふたりの要請を理解し身の安全が守られるより配慮を依頼する書簡を送った。しかしその後、インドネシア政府は建設に向け積極的姿勢を示しはじめた。十月下旬、ギナンジャール鉱業エネルギー相が現地を視察し、「ダムは環境保全の役割をはたす」と発言。十一月に入るとリアウ州知事が、コタパンジャンでの運動禁止令を出し、リアウ大学の学生集会を禁止した。十二月末になると日本政府は、インドネシア政府の移転と補償に関する報告書を承認し、OECFジャカルタ事務所は、「報告書にある補償等が実行されるのを待って融資を始める」ことを決定した。そして、融資は実行され工事は開始されたのだった。

それにしても日本のODA史上例がない、とまでいわれた「四条件」をもたらした契機は何だったのか。これには、一〇万人の移住をともなうインドのナルマダ・ダム建設における“失敗”が、影響を与えたとみられている。世界銀行の融資に、円借款約二七〇億円を協調融資するこの巨大開発については、住民の反対運動が起き、国際世論も批判の色を濃くした。その結果、世銀融資と円借款供与は揃って中止となっ

た。日本政府もさまざまに批判にさらされ、国会で追及もされた。これが、「ナルマダの二の舞は避けよう」という空気を生み、コタパンジャン・プロジェクトへの慎重な対応に結び付いたのではないか。

ところで「四条件」のひとつ、スマトラ象の「移転」は無事終了したといわれている。だが、ほか三点に示されていた住民の声を反映させてプロジェクトの進行を図ってほしい、という日本政府の意向は、残念ながら内実をともなわない結果に終わってしまった。それは、住民の数々の証言で明らかであろう。

また、援助する側へ直接訴えようと、身の危険をかえりみずやってきたラハマットさんとシタイさんの「声」も、結局、援助実施主体の行政官庁には届かなかったといってよい。そもそも外務省のいう「ODAは国家対国家の政策」のわく組みには、こうしたプロジェクトでもつとも影響を被る現地住民の要請を、すくいあげるシステムが組み込まれていないのである。

わたしは改めて、コタパンジャンの村で聞いた「こうなったことの責任は日本にもある」との声を思い出し、そして、似たような住民の意見は、つぎに紹介するフィリピンの海辺の町、マシロックでも聞かされたのだった。

1951年、神奈川県生まれ。明治大学法学部卒業後、出版社勤務などをへて、87年、フリーに。

おもな共著——『検証・天皇報道』『犯罪報道の現在』『外国人労働者と人権』（日本評論社）、『検証！オウム報道』（現代人文社）、『報道被害』（創出版）、『日本への心配と疑問』（高文研）など。

1991年以来、ビデオ・ジャーナリストとして、『フィリピンにみる民衆不在の巨大開発』『五輪開発に揺れる長野県』『ヴェトナムODA、動く』『ダムに沈むインドネシアの村』などを制作し、CSテレビ局・朝日ニューースターのドキュメント番組「フリーゾーン2000」で放送される。

ODA・開発問題、人権と報道、教育問題等に関心を持つ。

破 壊——ニッポンODA 40年のツメ跡

1996年3月25日 第1版第1刷発行

著 者 諏 訪 勝
発 行 者 青 木 理 人

発 行 所 株式会社 青 木 書 店
〒101 東京都千代田区神田神保町1-60
電話 03(3219)2341 Fax 03(3219)2585

ミツワ印刷・梶田製本

© SUWA Masaru, 1996 Printed in Japan

定価はカバー・帯に表示しております
落丁・乱丁本はお取り替えいたします

ISBN4-250-96013-7

叱激励がなければ、この程度の著作でさえ目の目をみることはなかったと思う。記して感謝の意を表したい。

最後に私事について付け加えることを、お許し願いたい。父の亡きあと、行方定まらぬ仕事ゆえに心配のかげどおだったわたしを、みつめつづけてくれた母のみつよに、本書を捧げる。

一九九六年二月

諏 訪 勝